時事新報

海陸軍の輕重

四面海なる日本の如き國柄に於ては敵を攻むるにも又其來襲を防ぐにも先立つものは海軍にして海軍さへ強ければ陸軍の如何に拘らず敵をして一歩も我領内に侵入するを得ざらしむ可きに反して陸兵は假令ひ完全なるも海軍にして薄弱ならんには外に出るを得ず空しく彼岸を眺めて羽翼なきを嘆ずるの外ある可らず分り切つたるみとなれども今日に至るまで陸軍は主位を占めて海軍は寧ろ補助視せられ兩々駢進するを得ざりしは自から其故なきに非ず古來海外に事なかりし結果として我國人は近年に至るまで海軍を知らず戰爭と云へば必ず内地の陸戰にして花は櫻木人は武士と云ふ其武士は即ち陸軍々人のみとにして野戰攻城槍先きの功名は人口に膾炙する所なれども軍艦砲戰の快事は語る者少なし斯る人氣なれば海軍創設以來光榮は一に陸軍に歸して身を軍事に委ねんと欲する人も海軍を捫きて尊ら陸軍に志す者多かりしが如し例へば陸軍の學校にて生徒を募ると云へば門前市をなして志願者は所要人員の幾十倍に達したれども海軍の方は左までの勢氣にあらざりしと云ふ以て其一斑を知るに足る可し故に今日の實際に於ても陸軍の方は既に一通り整備して東洋の雄と認めらるゝまでに進みたれども海軍は然らずして内外に重きを持するに至らざりし其證據には現に今度の戰爭に於ても陸軍の方は始めより必勝を期して疑はざりしかども海軍は勝つか敗るゝか勝敗豫め期し難く人々皆手に汗を握て戰報を待ち黄海の勝利を聞て始めて安心したるに依ても明なり抑も此勝利は海軍の必要を知らしむると共に海上にも自から大光榮あるを悟らしめ陸尊海卑の思想を顚覆したるに相違なかる可しと雖も多年の習慣は容易に去る可らずして兩者相對するときは今も尙ほ陸軍は主にして海軍は從たるの觀なきに非ず些細の事ながら愛に一例を示さんに古人の文章に水陸又は海陸等の語法はあれども之を逆にして陸水并進陸海相應等の文を見たるみとなし然るに我明治年間始めて此語法を顚倒して政府の公文にも陸海軍と記し古人の語法を破りて態と海の字を下に置きたるは何かの成規に倣せられて句調の惡しきを忍びたるみとならんなれども國民一般の見る所にては自から陸尊海卑の意味に解せざるはなし文字の上下誠に意に介するに足らざるが如くなれども百千年來の慣用を改めて人の耳目に慣れざる新奇の熟字を作りたりとあれば其人心に惑ずる所は大ならざるを得ず左れば我輩は今更ら文字論を論ずるにわらざれども兎に角に海國たる我日本に於ては特に海軍に重きを置き陸軍と相對して聊も輕重する所なく正しく鳥の兩翼として兩々相助るのみならず果して孰れか前後輕重と屹度質問せらるゝみともあらば我輩は先づ海軍と答へんと欲する者なり

官報

○勅令

陸軍戍條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十月三日

陸軍大臣　侯爵大山巌

○勅令第百三十六號

陸軍戍條例ノ改正

第一條　陸軍戍條例ハ永久一地ニ國權駐屯スルノ衛戍ト稱シ東京ニ在テハ東京衛戍司令官ト稱シ其他屯在ノ處ニ關係長官カ司令官タルモノトス

衛戍司令官タル東京衛戍司令官及諸隊長ハ衛戍勤務上ニ於テモ亦其所屬上官ノ區別ヲ受クルモノトス

第二條　東京防禦總督部參謀司令部及諸隊長衛戍司令官タルトキハ衛戍副官ト稱シ東京衛戍司令官ノ管轄下ニ在ル衛戍地ニハ所管ニ隨シ病院、武庫、監獄ヲ置キ衛戍司令官ノ管轄下ニ在ル衛戍地ニハ陸軍諸官廳及陸軍ノ建築物ニ關スル火災水害等ノ救防ハ衛戍勤務ニ屬ス

第四條　衛戍司令官ハ衛戍地警備ノ責ニ任シ衛戍勤務ニ關シテハ其地駐屯ノ軍隊ヲ指揮シ衛兵ノ部署及其人員ヲ定ム

也ノ軍隊ヲ指揮シ衛兵ノ部署及其人員ヲ定ム

第五條　衛戍司令官ハ警備上必要ト認ムルトキハ隣接シ隣接シテ地方ノ情勢ヲ報告セシメ且火急ノ場合ニ際シテハ直ニ之ニ命令スルコトヲ得

第六條　前條ノ請求ヲ受クタル關係長ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條　衛戍地ニ駐在スル軍隊ハ衛戍司令官ノ管轄ニ屬セサルモノト雖モ衛戍司令官ノ定メタル衛戍上ノ諸規則ニ對シテハ總テ遵守ノ義務アルモノトス

第八條　衛戍司令官ハ右事ノ日ニカリ住民公共ノ保安ニ關スル臨營ニ訓テハ當該地方官ト協議スルモノトス

衛戍司令官ハ衛戍線内ニ騷擾ノ起ルアルトキハ兵力ヲ以テ速宜事ニ從フコトヲ得

第九條　近衛師團及ヒ營兵隊ニ在テハ第五條第六條及ヒ第七條ヲ除クノ外衛戍勤務ニ干與セス

附則

第十條　東京ノ衛戍ハ東京防禦總督部ノ設置ニ至ル迄第一師團長ヲ以テ之カ司令官ト爲ス又要塞ニシテ其司令部ヲ置カサルノ間ハ其地所在ノ高級隊長ヲ以テ司令官ト爲ス

○省令

○大藏省令第三號

明治二十七年法律第二十五號ニ據リ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例第六條第二項ノ方法ヲ以テ證書額面一千萬圓ヲ限リ漸次軍事公債證書ヲ發行スル旨ヲ定メ此公債利子ハ一箇年百分ノ五トス

此公債償還利子仕拂其他ノ取扱ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ノ規定ニ準據スヘシ

明治二十八年十月四日

大藏大臣　子爵渡邊國武

○大藏省令第四號

明治十九年勅令第六十六號整理公債條例（明治十九年十月十六日）抄錄

第六條第二項

大藏大臣ハ前項ノ手續ニ據ラス市場ノ時價ニ準シ整理公債證書ノ價格ヲ定メ臨時之ヲ發行シテ日本銀行ニ交付スルコトヲ得但其發行ノ翌日之ヲ官報ニ掲載シ金額及價格ハ大藏大臣其發行ノ翌日之ヲ官報ニ掲ムル

大藏省令第三號參照

法律第二十五號（明治二十七年十月二十四日官報）

清國及朝鮮國トノ交渉事件ニ關スル軍費支辨ノ爲メ當面ニ強リ一箇年六朱以下ノ利子ヲ以テ漸次公債ヲ募集シ若クハ借入金ヲ爲スコトヲ得

但募集借入ノ方法規約償還年限其他必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

勅令第六十六號整理公債條例（明治十九年十月十六日）抄錄

第六條第二項

大藏大臣ハ前項ノ手續ニ據ラス市場ノ時價ニ準シ整理公債證書ノ價格ヲ定メ臨時之ヲ發行シテ日本銀行ニ交付スルコトヲ得但其發行ノ翌日之ヲ官報ニ掲ムル

○大藏省令第四號

本年大藏省令第三號ニ依リ發行スル軍事公債證書ノ取扱方ハ明治十九年大藏省令第三十號整理公債取扱順序ノ規定ニ準據ス

明治二十八年十月四日

大藏大臣　子爵渡邊國武

○第二豫備金支出

明治二十八年度第二豫備金支出

一金九千三百六十九圓七十二錢七厘　朝鮮事件費

一金百五圓　福岡縣獸疫費

一金五千七百九十六圓五十五錢三厘　在清國公使館及領事館修繕費

一金三千四百九十七圓五十四錢　清國商工業視察員派遣費

清國及朝鮮國トノ交渉事件ノ爲メ臨時費ノ增額ヲ要セシト其他三件ニ於テ豫算外支出アリ

備金ヨリ支出ノ儀主務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本年九月中勅裁ヲ得タリ

明治二十八年十月四日

大藏大臣　子爵渡邊國武

雜報

○鐵道事業に關する内訓

新設私立鐵道會社發起認可の場合及び既設鐵道會社長等設備申請書傳達の場合には左の事項を調査し意見を附して副申すべき旨此稿通信大臣より各府縣知事に内訓したるよし

一起業の確否

發起人各自の職業の種類企業目途の正否及其資力信用の程度、起業に適するや否やに付意見を具すべし

一起業の効力

鐵道起業の實用及地方の狀況に應じ良好の結果を得べき望ありや否やに付き意見を具すべし

一起業公益上の關係

鐵道布設の爲め貨物の道路河川等の變換により生ずべき交通上の利害地方人民の生計營業等に及ぼすべき影響其他交通經濟上の關係に付き意見を具すべし

一右の外意見を附すべき必要ありしと認めたる事項

○支那と獨逸の關係

支那獨逸間の關係は將來如何になり行くべきや是れまで機々に推測せしものありしが支那の軍機に參與して日清戰爭中大に臺灣の地理探檢を爲さしめ其報告を見て或は同嶋を占領す可しとの說を申出せしものありたり無上の名案なれば必ず之を採用するならんと豫想せしに終に實行せざりしは返す〳〵も非常の失策と云ふ可し然るに今又日本をして勝手に同嶋を占領せしめたるは何事ぞや露國は早曉遼東半嶋か朝鮮の中に領土を得んとするや明白なるにも拘らず我れのみ獨り他の利益を收むるを傍觀せんとは誠に心外なる次第なり干渉に由て我國の得たるものは唯遼東上の利に過ぎず而して支那今後の趨勢を考ふれば此遼東上の利に繼ぐに有形の利を以てするは決して至難の業に非らず獨逸政府たるものは能くみの邊に注意せんみとを切に希望するものなり云々

○ヒリツピン群嶋の鐵道

西班牙マドリッド府よりの報に依れば同國はヒリツピン群嶋の一なるルゾン嶋のマニラよりスビックと云へる地へ軍用鐵道を布設し又群嶋の連絡を通ずる爲め海底電線を沈設するならんと云ふ

○陸軍教導團の生徒增員

同團にては來る二十九年に生徒千三百名（目下召募中の生徒員數をも含有す）を入團せしむる事と爲りしが是迄毎年入團せしむる生徒の員數は五百餘名に止まりしを本年より著しく增員したるは云ふまでも無く陸軍の擴張に伴ひ大に下士を養生するの必要に出でたるものにて同團一體の組織等に至ても次第に擴張を要するを以て最後は專ら其方針を執る事とし生徒舍の如きも此年より已に增築に着手したりと云ふ

○征清軍從軍記章

當局にては大坂造幣局に命じ造方を命じたる征清從軍記章は總數三十萬箇にして其材料には不用の分捕大砲をも用ふる由記章の雛形は臺灣從軍記章と大に異なるよし

○詐僞師捕

に明治二十七八年の戰役に際し地の平民佐藤格郎は虛僞の事實を捏造し虛刑されし事あり去る五月二十九日赤坂方の店に來りさ方の者なるが買ひ一覽せし末狩野の者なるが買ひ り出し自分は直に參し呉れよとの るより間違ひも同行せしめたる に向ひ自分の宅 幅も序に求めた 持參し呉れよ 嘘言とも思はれ て二幅を格郎に るに最早其人の を申入れたるに なく又年齢身形 とに大に驚き全 所轄警察署へ 淺草區福井町一 方（例の格郎が より參りたるが 呉れよとて同じ に到り不圖思ひ 時爰所へ待ち合 き直ちに横山方 佐光興を荊地容 し呉れよとのみ て先方へ遣はせ に渡すや同人は と知らぬ小僧は 始末なるにを是 商、呉服商等に 々なるより警視 程右の詐取品中 りとの事を聞き 處格郎の賣入れ なりしが此程警 しに愈々其犯人 るよし

○明治紡績

責本金四十萬圓 紡絲器械を据付 する筈なり右に 五圓と爲し實際 なるが株主中異 近頃北米合衆國 より旅宿營業 市より他の市へ り函の表の名宛

各地